

消費税率改正に伴う施設ご利用料金の改定について

日頃から愛媛県県民文化会館をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、2019年10月1日(火)から消費税率が10%となることに伴い、愛媛県県民文化会館の施設利用料が改訂されます。

料金については、次のとおりとなります。

「現行料金×110÷108(10円未満切捨て)」

(詳細については、HPをご覧ください。

あわせて、会館窓口でも、新料金表を配布しています。)

なお、新料金の適用は2019年10月1日(火)ご利用分からとなりますが、9月中にご入金される場合は旧料金(消費税8%)が適用されます。

(ご入金についての注意事項)

2019年9月30日(月)までにご入金がない場合は、新料金(消費税10%)の適用となりますので、ご注意ください。

なお、窓口支払いをご希望の方は、9月30日(月)が、休館日となりますので、9月29日(日)17時までの取り扱いとなります。

また、振込による支払いをご希望の方は、9月30日(月)までに当会館振込口座への入金完了分までを、旧料金(消費税8%)適用とさせていただきます。

あわせて、使用備品代金については、通常は、当日利用しない場合を考慮して、利用後の請求とさせていただいておりますが、事前納入をご希望の方は、ご連絡をお願いします。再度請求書を発送させていただきます。ただし、納入された備品代金について、利用取り消しの際は、利用日の2日前までの取り消しで、50%の返還、それ以後の取り消しは、返還できませんのでご注意ください。

(料金表表示ホームページ)

http://www.ecf.or.jp/document/20190827_riyo.pdf

※消費税率10%の料金表はこちらをご覧ください。